

令和6年度沖縄県児童相談所等第三者評価業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

令和6年度沖縄県児童相談所等第三者評価業務委託

2 委託契約期間

契約締結の日から令和7年3月21日まで

3 業務の目的

第三者評価を通じて、児童相談所及び一時保護所の「機能しているところ」や「改善すべきところ」を確認するとともに、役割や機能を果たすためのソーシャルワークの在り方、必要な職員配置、各機関の役割や関係機関との連携体制等の確認、見直し、改善等につなげていくことを目的とする。

4 評価対象機関

(1、2) 名称：沖縄県中央児童相談所及び一時保護所

所在地：那覇市首里石嶺町 4-404-2

職員数：117名（令和5年4月1日現在、会計年度任用職員含む）

※宮古分室（所在地：宮古島市平良字西里 1125）及び八重山分室（所在地：石垣市真栄里 438-1）を含むため留意すること。

(3、4) 名称：沖縄県コザ児童相談所及び一時保護所

所在地：沖縄市知花 6-34-6

職員数：84名（令和5年4月1日現在、会計年度任用職員含む）

5 評価業務実施に係る基本的事項等

(1) 基本事項

- ア 受託者は、評価対象である児童相談所の目的、性格、役割、関係法令等を理解し、児童相談所の来所者の人権や心情等を十分に配慮した上、評価業務を実施すること。
- イ 受託者は、令和2年度「子ども・子育て支援推進調査研究事業 児童相談所の第三者評価に関する調査研究」に基づき報告されている「児童相談所における第三者評価ガイドライン（案）」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）に基づき、評価業務を実施すること。
- ウ 受託者は、評価業務を円滑に遂行するために、受審対象機関（保護児童含む）に対して、評価制度の趣旨、目的、内容等を丁寧かつ慎重に説明すること。
また、委託者は受託者からの求めに応じて、説明する機会の提供及び確保に努めな

なければならない。

(2) 実施体制及び管理責任者の決定

受託者は、第三者評価の実施者（以下「評価者」という。）及び管理責任者を決定し、契約締結後速やかに名簿を提出すること。

(3) 打ち合せの方法等

ア 事前打ち合わせ

受託者は、契約締結後速やかに委託者と事前打ち合わせを実施すること。打ち合わせには、評価者又は管理責任者が必ず参加すること。

打ち合わせの内容については、以下のとおりとする。

(ア) 委託者から、受審のねらい、受託者への留意事項、評価対象機関にかかる説明

(イ) 受託者から、第三者評価への取組姿勢、評価の具体的な実施手法・手順、スケジュール、評価結果イメージの説明

イ 職員説明

受託者は、「ア 事前打ち合わせ」の後、速やかに評価対象機関ごとに職員への説明会を開催すること。なお、説明会を開催しない場合は、職員への周知に関する代替案を提示すること。

(4) 必要な資料等

ア 受託者が評価業務を実施するのに際し、委託者が保有する資料等が必要な場合は、一覧等を作成するとともに、相互に適切な管理を行った上で協議するものとする。

イ 委託者は、協議内容を十分に検討し、可能な限り貸与すること。この場合、委託者及び受託者は貸出簿等を作成し、相互に適切な管理を行った上で貸与するものとする。

ウ 受託者は、貸与された資料等について、貸与期間中はその取扱い及び保管については、十分に注意し、業務完了後に双方で貸出簿等により確認を行い返却すること。

エ アからウに規定する資料の貸与については、保護児童の個人情報については、理由の有無にかかわらず貸与しないものとする。

6 評価項目・評価基準

評価基準については、平成 30 年度「子ども・子育て支援推進調査研究事業 一時保護の第三者評価に関する研究」及び令和 2 年度「子ども・子育て支援推進調査研究事業 児童相談所の第三者評価に関する調査研究」（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング）に報告されている第三者評価項目・評価基準（案）を基本とした項目を用いるものとする。

7 評価の方法

受託者が実施する評価方法については、次のとおりとする。

なお、アンケート及びヒアリングを実施するにあたっては、事前に対象者に対して、趣旨、目的、内容等を十分に説明すること。

- (1) 児童相談所職員への自己評価及び保護児童等へのアンケート実施、確認
- (2) 関係機関に対するアンケート実施、確認
- (3) 児童相談所でのヒアリング調査の実施
- (4) (1)～(3)の調査結果及び貸与された資料の分析
- (5) その他、評価に必要と認められた方法

8 評価報告書の報告

受託者は、委託期間終了日までに「評価報告書（紙媒体3部、電子媒体1部）」を委託者に提出しなければならない。なお、提出を受けた成果物については、委託者の権利に帰属するものとする。

また、委託業務が完了したときは契約書に基づく実績報告書を提出しなければならない。

なお、評価報告の概要については沖縄県ホームページ上において公開する。

9 費用

業務の履行に要する費用は全て、本契約の契約金額に含まれるが、受託者が実施する現地ヒアリング調査において、昼食を必要とする場合は実費を徴収する。

10 再委託の制限

- (1) 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難しい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

＜契約の主たる部分＞

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

- (2) 指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。
- (3) 契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

＜その他、簡易な業務＞

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

11 その他

契約書及び本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。